

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
事業内容報告書の概要

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方公共団体名【 相模原市 】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本語指導コーディネーター及び指導主事による日本語指導の実施判断</li> <li>② 「特別の教育課程」による日本語指導の実施に向けた連絡会及び研修会の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語指導合同連絡会 対象: 日本語指導講師、日本語指導等協力者</li> <li>・ 国際教室担当者会 対象: 国際教室設置校の国際教室担当教員</li> </ul> </li> <li>③ 日本語指導を実施する日本語指導講師の配置</li> <li>④ 児童生徒に対して母語で学校生活への適応を支援する日本語指導等協力者の派遣</li> <li>⑤ 保護者に対して母語で通訳を行う日本語指導等協力者の派遣</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>○本市においては、運営協議会・連絡協議会を設置する代替として、国際教室担当教員、日本語指導講師、日本語指導等協力者、さがみはら国際交流フロンティアによる合同連絡会を開催し、指導体制の推進を図っている。また、国際教室担当者会、日本語指導研修会において、外国人児童生徒等への指導体制や指導法などに関する講義及び情報共有を図っている。</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 (必須実施項目)</p> <p>○日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が一定数以上在籍する学校に、「国際教室」を設置し、国際教室担当教員を配置した。(R7年度 小学校10校、中学校5校)</p> <p>○国際教室担当教員は、特別の教育課程を編成し、国際教室担当者として自校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に、実態に応じた日本語指導及び教科指導、生活指導等を実施した。</p> <p>○国際教室設置校の中で、特に集住地域の重点校(小学校1校・中学校1校)では、日本語指導講師の常駐配置及び常駐日数の追加など、指導体制の強化を図った。</p> <p>○相模原市立大野南中学校分校夜間学級においては、日本語指導が必要な生徒が多数在籍することから、日本語指導講師を常駐配置し補習時間等も活用して個の状況に応じた日本語指導を実施した。</p> <p>○R11年度開校予定の学びの多様化学校内の「日本語支援センター」設置を見据え、日本語初期集中指導が必要な児童・生徒への支援体制を構築し、設置に向けた運営モデルの確立や指導体制の基盤整備を推進する。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (必須実施項目)</p> <p>○4月に日本語指導が必要な外国につながる児童生徒一人ひとりの特別の教育課程を編成し日本語指導を実施した。</p> <p>○5月に国際教室設置校においては国際教室年間計画も作成し指導を実施するようにした。そのために、4月下旬の国際教室担当者会で「特別の教育課程」を編成、実施するための内容等について確認を行った。</p> <p>(4) 成果の普及 (必須実施項目)</p> <p>○国際教室担当者会で、日本語指導等に関する取組の成果や課題について、国際教室担当教員同士での情報交換を行った。</p> <p>(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】</p> <p>○児童生徒一人一台配備されたタブレット PC で多言語翻訳アプリを活用し、児童生徒の学習支援や保</p> |

護者との対話の通訳等を行った。

- 母語で支援を行う日本語指導等協力者が対応できない言語を使用する児童生徒については、初期指導、支援を充実するため、小型翻訳機を貸し出し、児童生徒の指導・支援を行った。
- 外国につながるのある児童生徒の増加に伴い、小型翻訳機を新たに複数台購入し、必要としている学校に貸し出した。
- 本市の就学の手引きである「外国人児童・生徒の手引き」を、多言語翻訳ツールを活用して、デジタル版「外国人児童・生徒の手引き」として PC やタブレット等で閲覧できるようにした。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 日本語指導が必要な子に対して、日本語指導講師や国際教室担当教員が DLA 等を実施することで日本語力の判定を行い、アセスメントの結果に基づいた指導を行った。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

①日本語指導講師の派遣

＜小・中学校及び義務教育学校＞

- 指導期間を、原則、1年間を目安に、週1回3時間で、日本語指導を要する児童生徒等が在籍する市立小・中学校・義務教育学校に直接赴き、対象の児童生徒に対し、日本語を使って以下の支援を行った。

- ア 日本語の基礎的な「聞く」「話す」「読む」「書く」の指導
- イ 教科の学習をする上で必要な日本語の指導
- ウ 生活の指導
- エ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める指導

＜中学校夜間学級＞

- ・1名につき週3日常駐配置し、対象となる生徒に対し上記と同様の支援を行う。

～令和7年度～

＜小・中学校及び義務教育学校＞

- 登録者 35名 ○ 報酬 1日3時間6,057円～ ※令和8年1月1日以降は6,258円～

＜中学校夜間学級＞

- 登録者 2名 ○ 報酬 1日6時間12,114円～ ※令和8年1月1日以降は12,516円～

＜小・中学校及び義務教育学校・中学校夜間学級＞

- 登録、実施方法等は別紙要綱のとおり
  - ・相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則
  - ・相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則
  - ・相模原市日本語指導講師に関する要綱

②日本語指導等協力者の派遣

- 指導期間を、最長1年とし、週1回2時間で、日本語指導を要する児童生徒が在籍する市立小・中学校・義務教育学校に直接赴き、対象児童生徒の母語を使って以下の支援を行った。

- ア 児童生徒の学校生活への適応支援
- イ 日本語での会話等に支障がある保護者等への適応支援
- ウ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 保護者面談・家庭訪問・懇談会等における通訳を行った。

～令和7年度～

- 登録者 50名(15言語)
- 謝礼 児童生徒支援 1回5,000円  
保護者通訳等 1時間以内1,500円(1時間を超えるものは3,000円。2時間まで)
- 登録、実施方法等は別紙要綱のとおり 日本語指導等協力者派遣事業実施要綱

### 3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

#### (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- 会議の中で、指導体制や指導方法の成果・課題を共有することによって、今後の施策について有益な意見を聞くことができた。また、ほぼすべての国際教室教員と日本語指導講師が一同に会することによって、校内で孤立しがちなそれぞれの役職のネットワークづくりを図ることができた。
- 国際教室担当者が毎年変わる学校や経験の少ない教員が担当する学校など、運営の手法を引き継ぐことが難しいケースが多いことが課題である。今後は、各機関が作成している動画・資料の周知や研修の充実が必要であると考ええる。

#### (2)学校における指導体制の構築（必須実施項目）

- 日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が一定数以上在籍する学校に、「国際教室」を設置し、国際教室担当教員を配置した。(R7年度 小学校10校、中学校5校)
- 国際教室担当教員は、特別の教育課程を編成し、国際教室担当者として自校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に、実態に応じた日本語指導及び教科指導、生活指導等を実施した。
- 国際教室設置校の中で、特に集住地域の重点校(小学校1校・中学校1校)では、日本語指導講師の常駐配置及び常駐日数の追加など、指導体制の強化を図った。
- 相模原市立大野南中学校分校夜間学級においては、日本語指導が必要な生徒が多数在籍することから、日本語指導講師を常駐配置し、補習時間等も活用して個の状況に応じた日本語指導を実施した。
- 令和7年度は日本語指導講師を2校で常駐配置した。常駐配置した学校については、国際教室担当教員と密な連携ができ、指導回数・対象人数等も柔軟に対応できた。今後、本市の集住地区の学校においては、国際教室の設置および講師の常駐配置を拡充していけるように検討していく必要がある。

#### (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施（必須実施項目）

- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、計画的・系統的な指導や支援が実施できた。
- 特別の教育課程の達成目標や指導計画を国際教室担当教員や日本語指導講師等が把握し、支援したことで日本語等の習得状況に応じた日本語指導や学習指導を進めることができた。
- 目標・計画を設定した上で日本語指導を実施することで、習得状況等が把握しやすくなり、児童生徒一人ひとりの能力に応じた指導、支援が可能となった。
- 「特別の教育課程」については今後も研修等で説明を行い、各学校において「特別の教育課程」による計画的・系統的な日本語指導が適切に実施されるよう指導・支援を図っていく。

#### (4)成果の普及（必須実施項目）

- 国際教室担当者会で本市の外国につながる児童生徒の在籍状況や支援体制、日本語指導を行うためのカリキュラムや教材等の情報提供、および情報交換を行ったことが、新担当教員や経験の浅い担当教員にとっては指導方法の学びや不安の解消につながった。
- イントラネットで周知することで、外国につながる児童生徒が在籍していない学校にも日本語指導等の情報を提供することができた。
- 日本語指導や国際教育に関する教職員への情報発信及び意識の醸成を図るために、本市の教職員が活用するインターネット等を活用し、日本語指導等の情報を広く周知できるようにする。

#### (7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- 翻訳アプリや小型翻訳機を活用することにより、母語での意思疎通も可能となり、児童生徒が早期に安心して学校生活を過ごせ、また保護者との面談等でも言語に関する負担の軽減が図られた。
- タブレットPCを活用することにより、音声言語や文字だけでなく画像・動画等を用いた指導が可能となり、児童生徒の学習への意欲が高まり、効果的な指導が行われた。
- タブレット PC 内の多言語翻訳アプリの活用は各学校で広がっているが、今後も使い方等を周知していく必要があるため、国際教室担当者会や日本語指導研修会で周知するなど、周知方法を検討していく。

#### (9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 日本語指導講師が児童生徒一人ひとりの日本語能力に応じた指導内容を検討し、国際教育担当教員と連携して、特別の教育課程を編成するなど組織的な日本語指導、学習支援を行うことができた。

- JSLカリキュラムやDLA等について、国際教室担当教員や日本語指導講師の理解は深まってきたが、実際に活用することについては課題があり、今後も研修等で普及していく必要がある。
- 日本語能力測定の実践にあたり、DLAについては一人あたり数時間を要する個別評価の時間確保や、結果を具体的な指導計画へ落とし込むための指導体制の構築が課題となっている。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 日本に来て間もない児童生徒が講師による日本語の指導や母語による支援を受けることで、日本語能力が徐々に高まり、学校生活に適応したり、安心して学校生活が送れたりするようになった。
- 教科につながる日本語について指導を行うことで、児童生徒が教科学習に参加することが可能になった。
- 児童生徒の担任等と情報交換することで、多面的に児童生徒の様子を把握することが可能となり、学校内において個に応じた適切な指導や支援が行えるようになった。
- 今後も日本語指導を必要とする児童生徒の増加が見込まれるため、日本語指導講師の指導体制や派遣回数等の工夫・改善が必要である。

| 本事業で対応した幼児・児童生徒数<br>※令和7年11月1日時点 | 幼稚園等     | 小学校            | 中学校           | 義務教育学校      | 高等学校     | 中等教育学校   | 特別支援学校   |
|----------------------------------|----------|----------------|---------------|-------------|----------|----------|----------|
|                                  | 人<br>(園) | 109 人<br>(42校) | 34 人<br>(20校) | 2 人<br>(1校) | 人<br>(校) | 人<br>(校) | 人<br>(校) |
| うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数           |          | 93 人<br>(42校)  | 24 人<br>(20校) | 2 人<br>(1校) | 人<br>(校) | 人<br>(校) | 人<br>(校) |

4. その他(今後の取組予定等)

○今後も日本語指導を必要とする児童生徒の増加が見込まれるため、国際教室設置校の拡充や日本語指導講師の指導体制や派遣回数等の工夫・改善を検討していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。